

鳥取県告示第 906 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
橋口 政弘	鳥取市新103-10	はしぐちホームクリニック	鳥取市新103-10	介護予防訪問看護及び介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問リハビリテーション	平成19年9月30日